

平成 28 年 7 月 1 日

文化庁長官官房著作権課
著作物流通推進室 企画調査係 御中

著作権等管理事業法に関連する規制等への意見

- ①氏名: ネットワーク音楽著作権連絡協議会
- ②性別: 該当なし
- ③職業: 該当なし
- ④住所: 東京都千代田区三崎町 2-16-9 イトービル 4F
- ⑤電話番号: 03-5226-8550
- ⑥該当項目: <ケ>統一された体系の著作物管理番号の運用(第 17 条・20 条)
- ⑦意見:

1. 要旨

著作物の円滑な流通を促進するためには、文化庁の指導の下、全ての管理事業者が共通で管理できる、統一された体系の管理番号を運用するべきである。

現行の管理事業者に於いても、二重徴収や徴収漏れの事例がある(別紙参照)。利用者は調査に多大な労力を払って正確に報告しようと努めているが、管理著作物について統一された体系の管理番号があれば、その労力は劇的に改善され、権利者にも利益が円滑・正確に分配される。

2. 詳論

著作権等管理事業法の施行により、複数の管理事業者が各々の体系で管理番号を用いるようになった。管理事業者によっては、自ら管理している著作物の情報だけを公開しており、管理していない若しくは他の管理事業者に移転した著作物の権利管理状態は情報を保持していない。管理事業者間で相互に権利管理状況を把握することもしていない。

権利者が管理事業者に委託する権利の移転を頻繁に行う、また一つの著作物について利用区分を切り分けて別々の管理事業者に委託することは、正確な利用報告に努める利用者に多大な負担を強いるだけでなく、権利者に迅速かつ正確な利益の分配が滞る恐れもある。

利用者側の解決策として、管理事業者と協力して一般社団法人著作権情報集中処理機構を設立したが、いまだ著作物の移転や複雑な権利関係を持つ音楽著作物が存在し、利用者側の多大な労力の負担は解決されていない。

したがって、文化庁の指導の下、全ての管理事業者が共通で管理できる、統一された体系の管理番号を運用するべきである。

以上

【以下、別紙】

たとえば音楽著作物では、次のような管理状況が実際に存在し、利用者は著作物の特定作業およびその後の管理業務に多大な負荷を強いられている。

- ・楽曲の編曲が異なっている(バージョン違い)により管理する事業者が異なる。
同じ楽曲でありながら施された編曲が異なるために(バージョン違い)、それぞれ別の著作物として、バージョンAは管理事業者Aが、バージョンBは管理事業者Bが管理した例がある。
- ・同一作曲者の手による同名異曲が存在しそれぞれ管理する事業者が異なる。
ある一人の作家が、創作した最新作品のタイトルを、過去に創作した作品と内容が全く異なるにもかかわらず同じタイトルとし、過去の作品は管理事業者Aに、最新の作品は管理事業者Bに委託した例がある。
- ・楽曲の利用形態(詞のみ利用等)により管理する事業者が異なる。
楽曲(メロディは)管理事業者Aに、歌詞は管理事業者Bに委託した例がある。

利用者が、本来の管理事業者Aに利用実績を報告すべきところを管理事業者Bに報告してしまうと、管理事業者Bは「自ら管理する著作物だけを管理する」為に、当然ながら管理事業者Aが管理する著作物の利用報告を受けてもその使用料は請求しない。管理事業者Aにおいては利用者から実績報告を受けない限り請求が発生しないので、委託者に利益が正しく分配されない。しかし上述の例のように、利用者が自ら多大な労力を払っても、使用する著作物がどの管理事業者によって管理されているかを把握できないことがある為、大きな混乱を招いている。

別紙以上